〇 主文

被告の本件移送申立を却下する。

〇 事実

一、被告指定代理人は、本案前の申立として「本件訴訟を新潟地方裁判所に移送する。」との裁判を求め、その理由として次のように述べた。

昭和四三年六月三〇日被告が原告に対してなした依願免職処分(以下『本件処分らという。)の取消を求める訴の管轄は、行政事件訴訟法一二条一項の規定に事業の規定にあたつて下級行政機関の所在地の裁判所にも管轄を認めているが、本件処分に関しては右事案の処理にあたつた下級行政機関がでは行政機関がであるが、本件の分に関しては右事案の処理にあたった下級行政機関は存在しない。本人という。)を経由して被告に退職願を提出し、同事務所職員が原告の退職の意が固いことを確めたうえ、何という。)を経由して被告に退職願を提出し、同事務所職員が原告の意をただし、慰留につとめ、原告の退職の意が固いことを確めたうえ、何しし、以下『本局』という。)から送付されてきた退職承認辞令を原告に交付しりずるが、同出張所および同事務所の職員は単に退職願や退職承認辞令を取りず、あるが、同出張所および同事務所の職員は単に退職所を説得したものにすぎ、でのことをもつて同出張所や同事務所を前記法条にいう『事案の処理にあった下級機関』ということはできない。

二、原告訴訟代理人は、主文と同旨の裁判を求め、その理由として次のように述べた。

一、行政事件訴訟法一二条三項は、国民の権利利益の救済の便宜を図る趣旨のもとに、国民の出訴を容易にし、証拠調等の便宜に資するために、当該処分の事案の理にあたつた下級行政機関の所在地の裁判所にも管轄を認めたものである。そして、依願免職処分において、当該職員を指揮監督する下級行政機関が、当該職員の真意をただし、慰留あるいは退職時期の交渉を行ない、任命権者に対し退職承認の可否や退職承認の時期を判断するための資料を積極的に収集提供し、あるいは右判断のための意見具申を行なうなど、処分の成立に積極的に関与し、これに重要な影響を与えた場合には、行政事件訴訟法一二条三項にいう事案の処理にあたつた下級行政機関に該当するものと解すべきである。

に同年七月一日金沢工事事務所長が副所長、庶務課長同席のうえ、原告を所長室へ呼出し、配置換の辞令と退職承認の辞令の二通を用意したうえ、原告に配置換に応ずるよう説得し、原告の態度をみたうえ、同所長の判断により原告に対し退職辞令 を交付していること、などの事実を認めることができ、右認定のような、同事務所 の職員人事関係に関する一般的な関与の程度、内容、および本件処分に関し、同事 務所がとつた措置の内容を合わせ考えると、金沢工事事務所は、本件処分の成立について、積極的に関与し、かつこれに重要な影響を与えたものと解するのが相当で ある。

したがつて、金沢工事事務所は本件処分の事案の処理にあたつた下級行政機関というを妨げず、行政事件訴訟法一二条三項の規定により、同事務所の所在地を管轄する当裁判所も本件訴訟の管轄を有するものというべきである。また、一件記録によ れば申請のあつた証人の大部分は石川県在住のものであり、証拠調の遅滞を避ける 意味からも裁量による移送は相当でない。

四、よつて、被告の本件移送申立は理由がないので却下することとし、主文のとお 「 り決定する。 (裁判官 加藤義則 泉 徳治 田中 清)